
第 1 章 計画策定の経緯と目的

1 - 1. 計画策定の経緯・目的

日本万国博覧会記念公園日本庭園(以下、「万博日本庭園」という)は、昭和 45(1970)年に開催された日本初の国際博覧会である日本万国博覧会において政府出展施設として整備された庭園である。

しかし、万博日本庭園は、開設後 50 年の年月が経過する中で、庭園内の諸施設や園路の舗装等の老朽化、植栽木の枯死、当初の設計意図から逸脱した植栽の過大な成長、日本庭園周辺の建築物の立地による庭園からの眺望景観の変化などの様々な課題が顕在化しつつある。さらに、大阪府では、2025 年日本国際博覧会の開催を控え、改めて日本万国博覧会の遺産を見直し、その魅力や価値を活かしていくことを主要施策としている。こうした背景から、万博日本庭園の本質的な価値を明確にするとともに、その本質的な価値を保存しながら活用していくために、万博日本庭園が抱える課題および今後の保存・活用・整備の方向性について、万博日本庭園の管理運営に携わる関係者(大阪府、万博公園指定管理者、日本庭園植栽等景観創出業務受注者等)が共通の認識をもち、万博日本庭園を次世代に確実に継承することを目的として、「日本万国博覧会記念公園日本庭園保存活用計画」を策定する。

1 - 2. 計画期間

本計画の対象期間は、令和7(2025)年4月1日から令和 17(2035)年3月 31 日までの 10 年間とする。

1 - 3. 計画策定の対象

(1)名称

日本万国博覧会記念公園 日本庭園
(略称 万博日本庭園とする)

(2)所在地

大阪府吹田市千里万博公園9

(3)土地所有者・管理者

土地所有者:国有地(行政財産)
管 理 者:大阪府(管理責任者)

(4)区域・面積

本計画の対象区域は、万国記念公園の区域のうち、図 1-1 に示す日本庭園の区域とする。対象区域の面積は 251,794㎡である。

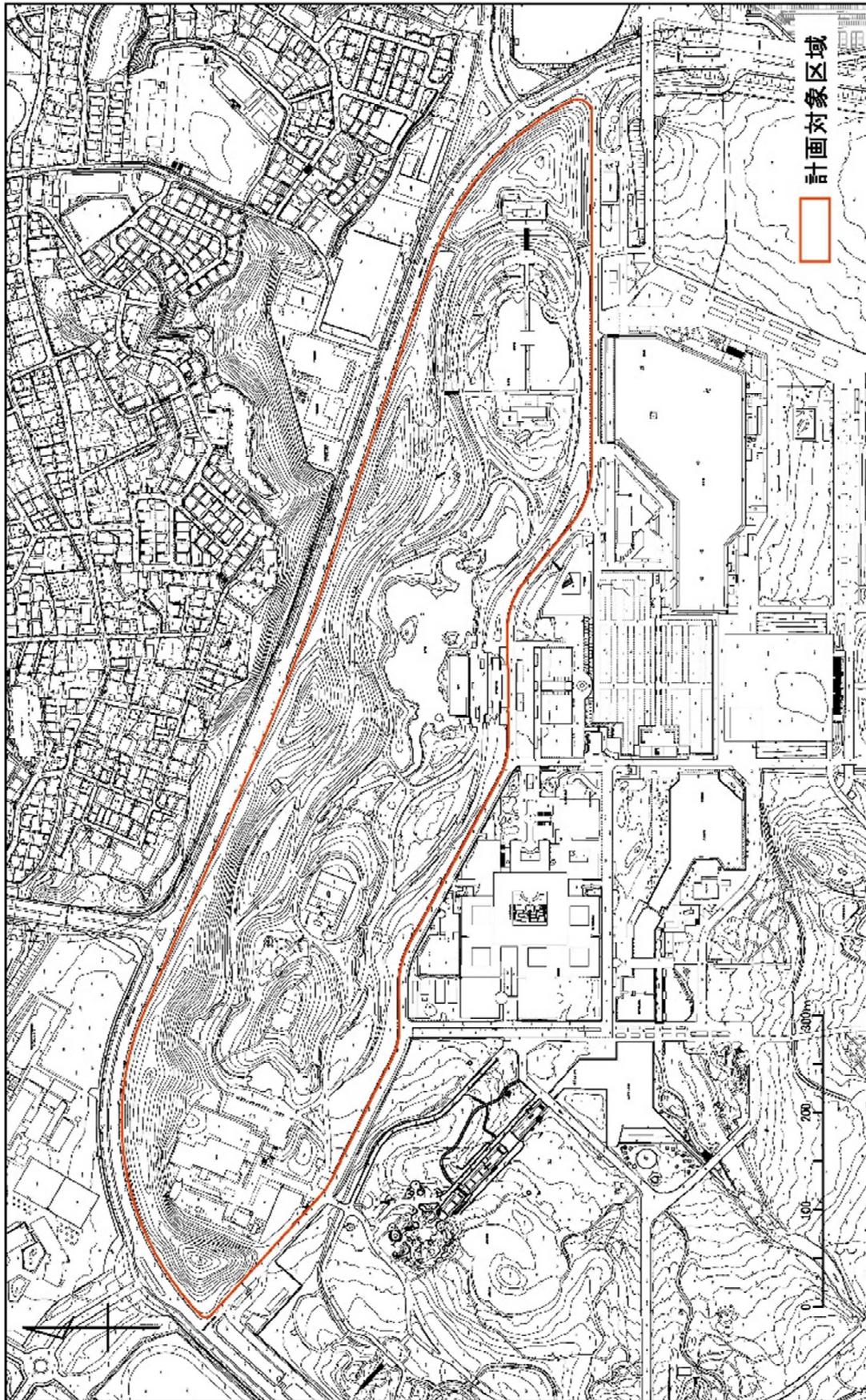


图 1-1 計画対象区域

1-4. 上位計画及び関連計画における位置づけ

万博日本庭園の保存や活用等に関する上位計画である「日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン」(以下「旧ビジョン」という)を平成 27(2015)年 11 月に策定し、万博日本庭園に関する今後の取組の方向性を示した。また、同将来ビジョンに基づき、関連計画として、「日本万国博覧会記念公園日本庭園改修基本計画」、「日本万国博覧会記念公園日本庭園景観整備方針」を策定している。その後、同将来ビジョンの取組みに一定の成果があげられたこと、新しい時代への対応の必要性等から、令和4(2022)年に、「日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン 2040」として策定した。これらの上位計画ならびに関連計画における万博日本庭園の位置づけは次に示すとおりである。

■上位計画

(1)日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン 2040(令和4年 11 月策定)

「日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン 2040」(以下「将来ビジョン 2040」という)は、万博記念公園における万博のレガシーの継承と国内外への魅力発信、利用の活性化に向けた大阪府の取組の基本的な考え方をとりまとめたものである。

「将来ビジョン 2040」では、基本方針2として、「レガシーの活用と万博の森づくりの文化活動等を通じ、未来を創造する力を育む公園」を掲げ、日本庭園をレガシーゾーンとして位置づけている。さらに取組の方向性のなかで、「日本庭園は登録記念物登録、将来的に名勝指定も目指す」と方向づけている。

本保存活用計画は、「将来ビジョン 2040」の方針に基づいて、登録記念物への登録を踏まえ、万博日本庭園をレガシーとして保存し、将来的に名勝指定を目指していくための、具体的な保存と活用の方向性を示すものとして位置づける。

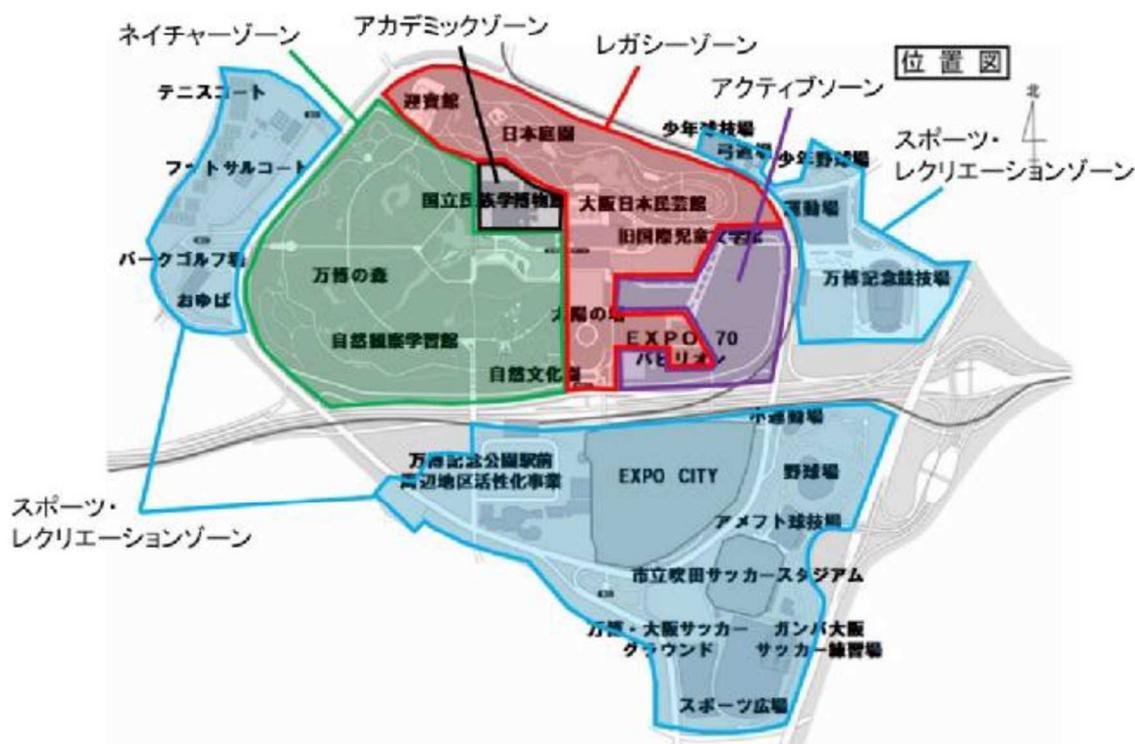


図 1-2 「将来ビジョン 2040」における万博公園のゾーニング

■関連計画

(2)日本万国博覧会記念公園日本庭園改修基本計画(平成 28 年3月策定)

平成 28(2016)年3月に策定した「日本万国博覧会記念公園日本庭園改修基本計画」(以下「基本計画」という)は、平成20(2008)年に策定した「日本庭園改修基本計画」を、「旧ビジョン」の方針に基づき整理し、万博日本庭園の施設改修の方向性をとりまとめた計画である。

この「基本計画」では、①日本庭園の魅力を高める方策の検討、②多くの人々が安心・快適に利用できる環境の整備、③情報ツールによる利用の支援・情報発信、等を庭園改修の基本方針とした。

また、「基本計画」では、万博日本庭園の改修にあたっては、設計者の田治六郎の作庭意図を尊重した改修方法を検討することが重要であると位置付けている。

本保存活用計画では、7章の「7-3. 整備の方向性」において、「基本計画」における施設改修の方向性を基に、その後の施設に関する課題や文化財の保存と活用の観点を踏まえて改修のあり方を再検討し、今後の施設改修の方向性を整理するものである。

■基本方針

○基本的な考え方

改修の基本方針は万博記念公園全体の将来ビジョンと連動するものとする。

将来ビジョン(「旧ビジョン」)において、日本庭園は「日本の文化と美を体感できる質の高い日本庭園」の整備が求められている。

日本の伝統的ならびに最新の造園技術の粋を集め、日本庭園の歴史的成り立ちを表現した本庭園の作庭意図を尊重しつつ、その魅力をさらに高める。そして、多くの人々が安心して快適に利用でき、庭園の魅力を日本国内だけでなく世界へ発信していくための改修計画とする。

○基本方針

本庭園が持つ課題に対して、作庭意図にある庭園様式の要素と公園的要素に、本庭園らしさを付加し、本庭園の魅力をさらに高め、発信していくための改修計画を策定する。

改修のデザインにあたっては、設計者である田治六郎氏の作庭意図を尊重した改修方法を検討する。

基本計画では様々な角度から本庭園の魅力をさらに引き上げる方策を検討するとともに、多くの人々が安心して快適に使用できる施設改修整備計画を検討する。

また、先進的な情報ツールを駆使し、快適な庭園利用のための支援方策、情報発信の方策を検討し、多様化する利用者ニーズに対応させることで公園の更なる魅力向上、利用促進を図る。

(3)日本万国博覧会記念公園日本庭園景観整備方針(2024-2028)(令和6(2024)年3月)

万博日本庭園では、植栽の過密や過剰な成長などに対して、5年ごとに目標を設定し、植栽管理の方針と手法を定めている。「日本万国博覧会記念公園日本庭園景観整備方針(2024-2028)」は、その第5次計画にあたり(以下「第5次景観整備方針」という)、令和6(2024)年から令和10(2028)年までの5年間の植栽管理の方針と手法についてとりまとめたものである。

「第5次景観整備方針」では、あらためて重点的に修景整備を行う景観ポイントの選定を行って、その整備目標と方法を示し、また、コロナ禍で庭園管理が手薄になってしまった点について精査を行うと共に、作庭者の意図を具現化した庭園演出が復活するよう、修景整備が必要なところは整備を行い、維持管理の範囲はその管理の質を高めることを目標とするとしている。

本保存活用計画では、7章の「7-1. 保存・管理の方向性」において、「第5次景観整備方針」における植栽管理方針を基に、その後の植栽に関する課題や文化財保護の観点などを踏まえて、今後の植栽管理の方向性を整理するものである。

■5年間(2024~2028)の管理方針

①1年に主要景観3ポイントの植栽整備を行い、5年間で15箇所の主要景観ポイントに手を入れて維持している状態とする。

②庭園としての管理の演出を維持(特化)する。万博日本庭園には鹿威し、竹柵、蹲踞など‘庭園’特有の季節感や設え、仕掛けなどの演出が多用されている空間である。今一度、そういった庭園演出の工夫・技術を維持できるよう努める。

③作庭者田治六郎の意向をくみ取った主要ポイントの管理を行い、空間演出の質の向上を図る。また、空間の質の高さを保つ技術向上のために管理者が勉強会を開催することとし、万博日本庭園内で実施することを許容する。

(4)日本万国博覧会記念公園日本庭園施設改修計画(令和5(2023)年3月策定)

「日本万国博覧会記念公園日本庭園施設改修計画」(以下「施設改修計画」という)は、万博日本庭園の施設のうち、老朽化が進んでいる園路・広場、施設などに関して、施設の健全度調査結果や景観への影響をもとに改修の緊急度を判定し、これらの施設の改修方針を定めた計画である。

本保存活用計画では、7章の「7-3. 整備の方向性」において、老朽化した施設への対応の方向性を検討しており、「施設改修計画」では、この方向性と連動して、具体的な施設の改修方策について取りまとめるものである。

